

給水装置工事施行要領

平成29年4月

秩父広域市町村圏組合水道局

目 次

| | | |
|-------|-------------------------------|---|
| 1 | 給水装置工事の手続き | 1 |
| 1.1 | 取扱い窓口 | 1 |
| 1.1.1 | 給水装置工事に関する窓口 | 1 |
| 1.1.2 | 手続きに関する注意事項 | 1 |
| 1.2 | 届出書類 | 1 |
| 1.2.1 | 給水装置工事申込兼施行承認申請書、届出書類 | 1 |
| 1.2.2 | 給水装置工事竣工届 | 2 |
| 1.2.3 | 竣工図面等 | 2 |
| 1.3 | 給水装置所有者の権利 | 2 |
| 1.3.1 | 給水装置所有者の変更及び廃止 | 2 |
| 1.3.2 | 給水装置設置場所の変更 | 2 |
| 2 | 給水装置工事に伴う道路占用許可申請書 | 3 |
| 2.1 | 給水装置工事に伴う道路占用許可申請書等 | 3 |
| 2.1.1 | 市道の道路占用許可申請書等の作成及び申請人 | 3 |
| 2.1.2 | 国県道及び町道の道路占用許可申請用添付書類の作成及び申請人 | 3 |
| 3 | 給水装置工事の施工事務の流れ | 4 |
| 3.1 | 給水装置工事の事務の流れ | 4 |
| 3.2 | 事前調査先及び事前協議先 | 5 |
| 3.2.1 | 事前調査 | 5 |
| 3.2.2 | 現地確認 | 5 |
| 3.2.3 | 事前協議 | 5 |
| 3.2.4 | 直結直圧式給水の範囲 | 5 |
| 3.2.5 | 断水を伴う工事の施工 | 6 |
| 3.3 | 工事立会い | 6 |
| 3.4 | 竣工検査 | 6 |
| 3.4.1 | 自主検査 | 6 |
| 3.4.2 | 耐圧試験 | 6 |
| 3.4.3 | 竣工検査 | 6 |
| 4 | 給水管の分岐 | 7 |
| 4.1 | 給水管の取り出し | 7 |
| 4.1.1 | 分岐工事施行従事者 | 7 |
| 4.1.2 | 分水栓の取付け間隔 | 7 |

| | | |
|-------|--------------------|----|
| 4.1.3 | 給水管の埋設位置 | 7 |
| 4.1.4 | 給水管の埋設深度 | 8 |
| 4.2 | 給水装置の材料 | 8 |
| 4.2.1 | 分水栓 | 8 |
| 4.2.2 | 識別マーカ一の設置 | 8 |
| 4.2.3 | 給水管の管種 | 8 |
| 4.2.4 | 弁類の設置 | 9 |
| 4.2.5 | 水道メーター用止水栓の設置 | 9 |
| 4.3 | 水道メーターの設置 | 10 |
| 4.3.1 | 水道メーターの設置場所 | 10 |
| 4.3.2 | 水道メーターの設置 | 10 |
| 4.3.3 | メーターボックスの設置 | 10 |
| 4.4 | 配管工事 | 10 |
| 4.5 | 記載のない事項 | 10 |
| 5 | 参考資料等 | |
| ○ | 参考文書 | |
| | 念書（3階給水） | 11 |
| | 念書（自己修理） | 12 |
| ○ | 参考図面（給水装置標準施工例） | |
| | 給水装置標準施工例（20・25mm） | 13 |
| | 給水装置標準施工例（40・50mm） | 14 |

1 給水装置工事の手続き

1.1 取扱い窓口

給水装置の新設等の申込者（以下「申込者」という。）の給水装置工事の手続き等は、秩父広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）あてに行う。

1.1.1 給水装置工事に関する窓口

申込者の給水装置工事の手続きは、ちちぶ広域水道お客様センター（以下「お客様センター」という。）の窓口で行う。

| 地域別 | 取扱窓口 | 所在地 | TEL | FAX |
|------|--------------------|-----------------------|----------------|----------------|
| 秩父全域 | ちちぶ広域水道 お客様センター | 秩父市別所 538 (別所浄水場内) | 0494 (25) 5221 | 0494 (23) 6444 |

1.1.2 手続きに関する注意事項

申込者の給水装置工事の手続きに関する書類の作成及び提出は、水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）、給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）及び指定給水装置工事事業者規程（以下「事業者規程」という。）を参考のうえ、申込者から委任された指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が期限を厳守し、届出の漏れのないようにすること。

1.2 届出書類

1.2.1 給水装置工事申込書兼工事施行承認申請書、届出書類

指定工事事業者が給水装置工事申込書兼工事施行承認申請書の提出をするときは、以下の各号に掲げる事項に注意を払うこと。

- ① 着手予定の5日前（休日等含まず）までに届出をし、許可承認されてから工事に着手すること。ただし、水道メーター2次側の緊急漏水修繕を除く。
- ② 申込書表の「建築確認」欄に建築確認の許可日及び確認番号を記載し、許可書の写し（1枚目）を添付すること。
- ③ 土地・建物の借用、支分引用、共同管の使用等がある場合には、{利害関係人の承諾書}欄に署名押印をすること。
- ④ 申込書裏面の「着工」欄に着手予定年月日、「竣工」欄に工事完了予定日を記載すること。
- ⑤ 工事内容に大幅な変更（例：仮設水道から建物建築、2階建物から3階建物）が生じた場合は「給水装置工事設計変更申込書」を、工事の中止があった場合は「給水装置工事取消届」を速やかに提出すること。

1.2.2 給水装置工事竣工届

指定工事業者は、給水装置工事完成後1か月以内に給水装置工事竣工届を提出すること。(路面は仮復旧状態でも、配管工事終了後1か月以内に提出)

1.2.3 竣工図面等

指定工事業者が竣工図を提出するときは、平面図、立面図(分水栓から屋内配管引込まで)及び分水栓・止水栓等の設置位置の確認が可能な3点オフセット距離を表で記載し、給水管の面取り状況、埋設深度、下水排水管と併設の場合には、既定の間隔をとった状況の分かる写真、残塩測定・耐圧試験の写真を添付すること。

また、配水管より分岐した場合は検査報告書も添付すること。

1.3 給水装置所有者の権利

1.3.1 給水装置所有者の変更及び廃止

給水装置所有者が変更となったときは、管理者に届出るものとする。なお、廃止する時は、配水管の分水栓で止めるものとする。ただし、秩父市内、横瀬町内、小鹿野町内は平成31年3月31日までは宅地内でのキャップ止めとすることができる。

1.3.2 給水装置設置場所の変更

給水装置所有者は、給水装置の設置場所を変更するときは、新たに給水装置工事の申込み(新設)を行い所定の加入金を納入する。

給水装置の設置場所が隣接地で配水管からの取り出し位置を変更するときは、改造の申請とし、既設給水管は分水止めとする。ただし、秩父市内、横瀬町内、小鹿野町内は平成31年3月31日までは宅地内でのキャップ止めとすることができる。

2 給水装置工事に伴う道路占用許可申請書

2.1 給水装置工事に伴う道路占用許可申請書等

給水装置工事に伴い道路占用を必要とするときは、指定工事業者が以下の各号に掲げる事項に注意を払い必要な許可申請書や添付書類を作成する。

- ① 道路に給水管を布設する場合は、道路占用許可が必要であり、その申請用の図面等は給水装置工事申込書と同時に提出すること。また、掘削工事を行う際は必要に応じ連絡すること。
- ② 道路復旧が許可期間中に終了しなかった場合、お客様センターを通じて道路管理者に延長申請を提出すること。
- ③ 道路占用工事竣工届は、着工前の道路状況、掘削状況、埋設深度、分水穿孔、埋戻し、仮復旧及び本復旧の写真を添付し、お客様センターに給水装置工事竣工届と同時、若しくは完了後速やかに提出すること。

2.1.1 市道の道路占用許可申請書等の作成及び申請人

秩父市道の道路占用許可申請の申請書と添付書類の作成は指定工事業者が行う。なお、申請人の住所・氏名は申込者とし、担当者欄は指定工事業者とする。

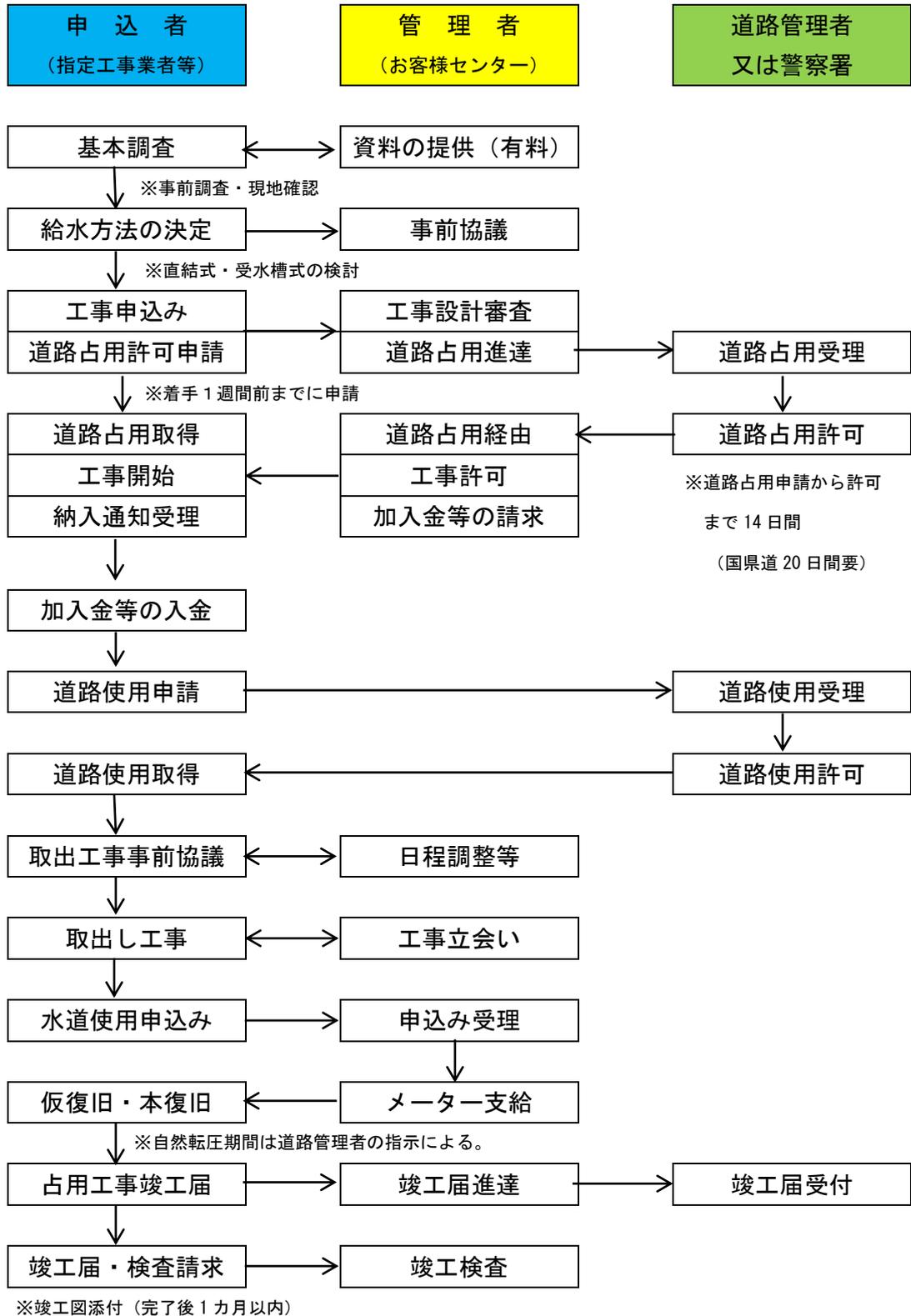
2.1.2 国県道及び町道の道路占用許可申請用添付書類の作成及び申請人

国県道及び町道の道路占用許可申請用の添付書類の作成は指定工事業者が行う。なお、申請人は管理者となる。

3 給水装置工事の施工事務の流れ

3.1 給水装置工事の事務の流れ

給水装置工事の事務処理は、以下に示すとおりとする。



3.2 事前調査先及び事前協議先

指定工事業者の事前調査及び事前協議先は、お客様センターで全ての地域を対象に行う。

3.2.1 事前調査

指定工事業者の事前調査は、現地調査する以前に次の各号について行うこと。

- ① 新設工事の場合、付近の配水管の布設状況及び給水装置の有無について十分な調査
- ② 既設給水装置から分岐する場合は、当該給水装置の図面を調査し、将来出水不良の原因とならないかの検討
- ③ 撤去、改造、増設の場合は、既設給水装置を図面で確認

3.2.2 現地確認

指定工事業者は、設計に際して次の各号について現地確認を行うこと。

- ① 工事申込者が必要とする使用水量
- ② 工事場所に適した材料、器具の選定及び合理的な配管方法と給水管の取付場所の選定
- ③ 配水管又は既設給水装置の布設位置、口径及び現地水圧
- ④ 止水栓又は制水弁及び水道メーターの設置位置については、維持管理上支障なく、点検や開閉及び取替作業等が行われる位置の選定
- ⑤ 道路掘削する場合は、道路の種別（国県道、市町道及び私道等）の確認、砂利舗装等の種別の確認及び舗装道路施工年次の確認
- ⑥ 道路下に埋設された占用位置及び埋設深度等の確認
- ⑦ 他人の給水装置からの分岐、または他人の土地を通過して給水管を布設しなければならない場合は、その承諾を得られるかどうかの確認

3.2.3 事前協議

指定工事業者からの事前協議は、各旧水道事業体の仕様が異なることから、お客様センターで間違いないように協議を行うこと。

3.2.4 直結直圧式給水の範囲

2階建てまでの給水は直結直圧式を認めるが、3階以上の給水は原則受水槽の設置をすることとし、直結加圧給水は認めない。

ただし、現地自然水圧が十分満たされる場合に限り、念書（要領 11 ページ）を提出することにより直結直圧の給水を許可する。

3.2.5 断水を伴う工事の施工

指定工事業者は、断水を伴う工事を施工するときは、必ず近隣住民への周知を十分行ってから施工すること。また、必要に応じ職員が立ち会う。

3.3 工事立会い

管理者は、工事確認等で立会いを求められた場合は、お客様センターの職員等をもって立会う。

また、次の各号に該当する場合で必要なときは、お客様センターの職員等が立会う。

- ① 新規の工事事業者が行う工事
- ② 過去に処分を受けた工事店が行う工事

3.4 竣工検査

3.4.1 自主検査

配水管から分水した場合の指定工事業者の自主検査は、検査報告書に基づき実施すること。

なお、上水道管からの分水であることを確認するため、水質検査（残留塩素の測定等）を実施すること。

3.4.2 耐圧試験

給水装置の耐圧試験は、加圧を行い水圧 1.75MPa に達した時点で、テストポンプのバルブを閉めて 1 分間以上の状態を保持し、水圧の低下がないことを確認すること。

また、竣工図の提出時に耐圧試験状況の写真を添付すること。

3.4.3 竣工検査

管理者の竣工検査は、給水装置工事竣工届に基づき、書類・図面・写真等により実施するものとする。

また、次の各号に該当し必要な場合は、お客様センターの職員等が現地検査を実施する。なお、現地検査を行う際は、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）が立ち会うこと。

- ① 新規の工事事業者が行う工事
- ② 過去に処分を受けた工事事業者が行う工事
- ③ 分譲地等の開発に関する工事

4 給水管の分岐

4.1 給水管の取り出し

指定工事業者は、配水管から分岐して給水管を取り出す場合は、指定の材料等を使用すること。また、分水穿孔時において、塩素反応の確認を行うこと。

4.1.1 分岐工事施行従事者

給水管の分岐工事を施行する際は、主任技術者の指導の下で適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

4.1.2 分水栓の取付け間隔

配水管に取り付けるEFプラグ付きサドル、サドル付分水栓及び割T字管の取付け間隔は以下の表のとおりとする。

| 部 材 名 称 | 取 付 け 間 隔 |
|------------|-----------|
| EFプラグ付きサドル | 30cm以上 |
| EFサドル付分水栓 | 30cm以上 |
| サドル付分水栓 | 30cm以上 |
| 割T字管 | 1m以上 |

4.1.3 給水管の埋設位置

給水管を排水管等の他の管と並列して布設する場合は、横30cm以上の間隔をとること。

また、交差する場合は、15cm以上の間隔をとること。

4.1.4 給水管の埋設深度

給水管の埋設深度は、公道内においては既設の配水管の深さ、宅地内においては、以下の表のとおりとする。ただし、管理者が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

| 地域別 | 公道内 | 宅地内（メーター1次側） | 宅地内（メーター2次側） |
|-----------|-----------|--------------|--------------|
| 秩父市（秩父地区） | 配水管と同等の深さ | 60 cm以上 | 45 cm以上 |
| 秩父市（吉田地区） | | 60 cm以上 | 45 cm以上 |
| 秩父市（大滝地区） | | 90 cm以上 | 90 cm以上 |
| 秩父市（荒川地区） | | 60 cm以上 | 60 cm以上 |
| 横瀬町 | | 60 cm以上 | 60 cm以上 |
| 小鹿野町 | | 60 cm以上 | 50 cm以上 |
| 皆野町 | | 60 cm以上 | 45 cm以上 |
| 長瀬町 | | 60 cm以上 | 45 cm以上 |

4.2 給水装置の材料

配水管から分岐するときの給水装置の材料は次のとおりとする。

4.2.1 分水栓

配水管からの分水栓の材料は次のとおりとする。ただし、表にない口径や管種は、事前協議し指示を仰ぐこと。

| 配水管 | | 給水管 | | | |
|-----------|----------------------|-----------------|---------|-----------------|-------|
| | | 20 mm | 25 mm | 40 mm | 50 mm |
| 配水ポリエチレン管 | 75 mm ～ 150 mm | E F プラグ付 サドル | | E F サドル付 分水栓 | |
| | 上記以外の管種 | 75 mm | サドル付分水栓 | | 割T字管 |
| 100 mm | | サドル付分水栓 | | 割T字管 | |
| 150 mm | | サドル付分水栓 | | | |

4.2.2 識別マーカの設置

配水管からの分岐地点に識別マーカ（水道用2）を設置する。

4.2.3 給水管の管種

配水管から取り出すメーターまでの給水管の管種は、水道用ポリエチレン1種2層管とする。なお、現地の形状等により設置が困難な場合は事前に協議する。

4.2.4 弁類の設置

止水栓は、以下の表に掲げる製品を使用することとし、公道と私有地の境界から私有地側1m付近に設置すること。

ただし、設置場所が道路敷地内等になる場合は、その都度協議をすること。

| 地域別 | 口径 25 mm以下 | 口径 40 mm以上 |
|-----------|-------------|-----------------|
| 秩父市（秩父地区） | ボール乙止水栓（右開） | 砲金製ワトシル式仕切弁（右開） |
| 秩父市（吉田地区） | ボール乙止水栓（右開） | 砲金製ワトシル式仕切弁（左開） |
| 秩父市（大滝地区） | ボール乙止水栓（右開） | 砲金製ワトシル式仕切弁（右開） |
| 秩父市（荒川地区） | ボール乙止水栓（右開） | 砲金製ワトシル式仕切弁（右開） |
| 横 瀬 町 | ボール乙止水栓（右開） | 砲金製ワトシル式仕切弁（右開） |
| 小 鹿 野 町 | ボール乙止水栓（右開） | 砲金製ワトシル式仕切弁（左開） |
| 皆 野 町 | ボール乙止水栓（右開） | 砲金製ワトシル式仕切弁（左開） |
| 長 瀬 町 | ボール乙止水栓（右開） | 砲金製ワトシル式仕切弁（左開） |

※一文字ハンドルとする。

4.2.5 水道メーター用止水栓の設置

水道メーターの手前の水道メーター用止水栓には、以下の表に掲げる製品を設置すること。

| 地域別 | 指 定 品 |
|---------|-------------------|
| 秩 父 市 | 逆流防止の水抜きバルブ（KR） |
| 横 瀬 町 | ボール式逆流防止バルブ（伸縮付き） |
| 小 鹿 野 町 | 逆流防止の水抜きバルブ（KR） |
| 皆 野 町 | ボール式逆流防止バルブ（伸縮付き） |
| 長 瀬 町 | |

4.3 水道メーターの設置

4.3.1 水道メーターの設置場所

水道メーターは、止水栓から1m付近の需要者側に設置すること。ただし、特別な事情により止水栓から水道メーターまでの間が1m付近に設置できない場合は、その都度協議をすること。さらに、その距離が30mを超える場合については、第2止水栓を取り付けること。

また、申請者の都合により水道メーターの設置場所が1m以上になる場合は、機能管理区分を明確にするため、念書（要領12ページ）を提出すること。

4.3.2 水道メーターの設置

水道メーターは以下の表の製品を使用すること。

| 地域別 | φ13mmメーターの種類 | ネジ仕様 |
|-----------|--------------|----------------------------------|
| 秩父市（秩父地区） | ロング※ | 在来ネジ（都ネジ） φ30mm以上は、上水ネジ（協会ネジ） |
| その他の地域 | ショート | 上水ネジ（協会ネジ） |

※ 秩父市高篠地域では、一部ショートを使用していることから、この地域での施工は事前に協議すること。

4.3.3 メーターボックスの設置

メーターボックスは、次の条件にあてはまる製品を使用すること。

- ① 13mm用から40mm用を条件にあてはめるものとし、50mm用以上については使用条件等も踏まえその都度協議すること。
- ② 耐寒蓋プラスチック製とする。
- ③ 保温材は剥離しない構造とする。
- ④ 蓋は青色とし、表面は丸水マーク入りとし、裏面は表示板を設置し、水栓番号等記入できるものとする。
- ⑤ 秩父全域について、調整枠（120mm～150mm）を設置すること。ただし、秩父市大滝地区の一部については、調整枠（300mm）を設置すること。

4.4 配管工事

配管工事及び使用材料は、給水管口径別にあわせて参考図面（要領13ページから14ページ）の仕様を参考とすること。

4.5 記載のない事項

本書に記載のない事項については、水道施設設計指針・解説（日本水道協会発行）及び水道事業給水条例施行規程に則り施工すること。

念 書

平成 年 月 日

秩父広域市町村圏組合

管理者 _____ 様

住所 _____

氏名 _____ ⑩

秩父 市・郡 _____ 番地の建物建築のため、
給水装置工事施工承認申請を行いましたが、この給水装置工事につい
て、3階までの直圧給水にて施工します。

ただし、今後3階部分において水量・水圧不足等、生活上支障が生
じても、一切の異議申し立ては行いません。

よって、本書を提出いたします。

念 書

平成 年 月 日

秩父広域市町村圏組合

管理者 _____ 様

住所 _____

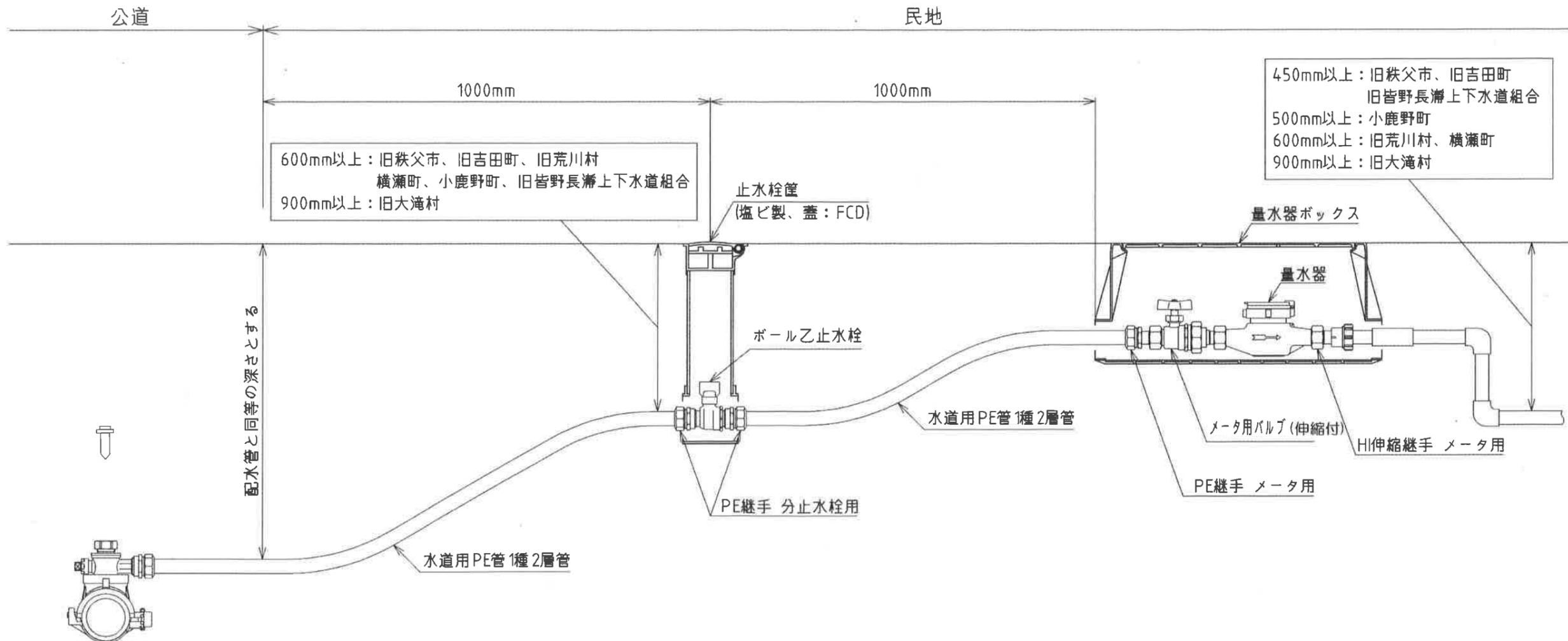
氏名 _____ ⑩

秩父 市・郡 _____ 番地の工事のため、給水装置工事施工承認申請を行いましたが、水道メーター位置を指導された位置ではない場所に設置します。

ただし、私有地内のこの部分（止水栓～量水器）について漏水等発生した場合には、自己負担にてただちに修理します。

よって、本書を提出いたします。

給水装置標準施工例 (φ20・25)



分水方法

| | |
|---|--|
| <p>配水PE管の場合</p> <p>EFプラグ付サドル EFソケット</p> | <p>配水PE管以外の場合</p> <p>サドル付分水栓(铸铁管、塩ビ管、石棉管用) PE継手 分止水栓用 ポリエチレン製防食用フィルム</p> |
|---|--|

※分水箇所の上30cmに水道用識別マーカ- MK-2Wを設置すること。

※ 生曲げ配管は、最小曲げ半径以上とすること。
 ※ 埋設クロスシート 150mm 2倍折込を埋設管上300mmに敷き込むこと。
 ※ 配水管が铸铁管の場合は、防食コア(密着タイプ)を挿入すること。

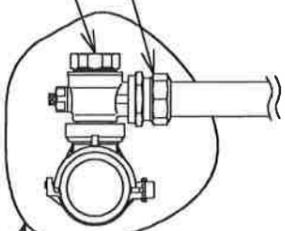
給水装置標準施工例 (φ 40、50)

公道

民地

配水PE管の場合

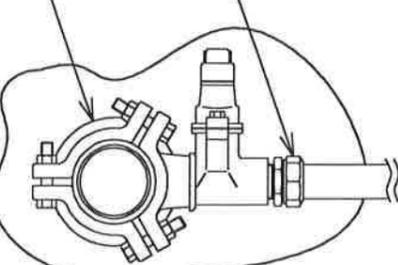
EFサドル付分水栓
PE継手 分・止水栓用



ポリエチレン製防食用フィルム

铸铁管、塩ビ管、石棉管の場合

割T字管 PE継手オス



ポリエチレン製防食用フィルム

※配水管の口径により、
サドル付分水栓使用可能。

配水管と同等の深さとする

水道用PE管1種2層管

止水栓筐
(塩ビ製、蓋：FCD)

砲金製ソフトシール弁

PE継手 分・止水栓用

必要に応じてPE継手エルボ

※生曲げ配管は、最小曲げ半径以上とすること。

※埋設クロスシート 150mm 2倍折込を埋設管上300mmに敷き込むこと。

給水装置工事施工要領

初版 平成28年4月

改訂 平成29年4月

秩父広域市町村圏組合 水道局 工務課